JCB HOMEサポートクラブ規定
第１章（総則）
第１条（JCB HOMEサポートクラブ） 1.本規定は、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といいます。）が運営するJCB HOMEサポートクラブ（以下、「本クラブ」といいます。）のサービス内容について定めたものです。本クラブは、JCBまたはJCBおよびJCBと提携するカード発行会社（以下、「両社」といいます。）所定の会員規約（個人用）（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ申し込み、JCBまたは両社が審査のうえ入会を承認したクレジットカードの本会員、ならびに会員規約、ビジネスカード特約およびビジネスカード取扱規約を承認のうえ導入法人が定める管理責任者を通じて申し込み、JCBまたは両社が審査のうえ入会を承認したクレジットカードの本会員（以下、その会員を総称して「JCBカード会員」といい、JCBまたは両社がJCBカード会員に対して発行し、貸与するクレジットカードを「JCBカード」といいます。）のうち、本規定に基づきクラブ会員の資格を有する者に対して、適用されます。 2.JCBは、日本国内に居住するクラブ会員に対し、第２章に定めるホームサポートサービスを提供します。 3.JCBは、日本国内に居住するクラブ会員に対し、第３章に定める家電修理保証サービスを付帯します。
第２条（用語の定義） 本規定において、次に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。なお、本規定の用語の意味は、特に定義しない限り、会員規約における定義によります。 (1)クラブ会員とは、本規定に基づき本クラブに登録したJCBカード会員をいい、ザ・クラス会員および任意登録会員により構成されます。 (2)ザ・クラス会員とは、JCBカードの会員区分が「ザ・クラス」であるJCBカード会員をいいます。 (3)任意登録会員とは、会員区分が「ザ・クラス」以外のJCBカード会員のうち、本規定を承認のうえJCB所定の方法で本クラブへの登録を申し込まれた方で、JCBが承認した方をいいます。 (4)登録完了通知書とは、JCBが任意登録会員に対して発行する、本クラブへの登録が完了したことを通知する通知書をいいます。 (5)サービス利用開始日とは、クラブ会員が次条１項の定めに従い本規定に定める本クラブのサービス利用が可能となる日をいいます。 (6)本契約とは、本規定に定める内容を契約内容とする、クラブ会員とJCBとの間の契約をいいます。
第３条（登録および登録解除） 1.登録 (1)JCBカード会員は、JCBカードのザ・クラス会員となったときは、同日付で自動的に本クラブへの登録手続きが完了し、その日がサービス利用開始日となります。但し、ザ・クラス会員となった日が2013年３月25日以前である場合は2013年３月25日に本クラブへの登録手続きが完了し、その日がサービス利用開始日となります。ザ・クラス会員は、本規定を承諾することを条件に、サービス利用開始日から本規定に定めるサービスの提供をうけることができます。 (2)ザ・クラス会員以外のJCBカード会員は、JCBが当該会員の本クラブへの登録を承認した日（以下、「登録承認日」といいます。）に応じて、任意登録会員として、以下のサービス利用開始日から本規定に定めるサービスの提供をうけることができます。サービス利用開始日は、登録完了通知書に記載されます。 ①登録承認日が各月１日から15日までの間の場合 サービス利用開始日は翌月１日となります。 ②登録承認日が各月16日から月末までの間の場合 サービス利用開始日は翌々月１日となります。 2.登録解除 任意登録会員は、JCB所定の方法でJCBに通知することにより、通知した日の属する月の末日をもって、本契約を解約し、本クラブへの登録を解除することができます。なお、任意登録会員が月の途中で登録解除の通知をした場合であっても、当該月のクラブ会費は、次条２項に基づき、１ヵ月分の会費を支払うものとします。 3.クラブ会員の資格喪失 クラブ会員は、次のいずれかに該当する場合、JCBが何らの通知をすることなく当然に、本クラブの会員資格を喪失し、以後本規定に基づくサービスの提供を受けることはできません。なお、任意登録会員が月の途中で会員資格を喪失した場合であっても、当該月のクラブ会費は、次条２項に基づき、１ヵ月分の会費を支払うものとし、日割計算はいたしません。 (1)ザ・クラス会員につき、JCBカードの会員区分が「ザ・クラス」から「ザ・クラス」以外に変更になった場合 (2)クラブ会員がJCBカードを退会し、またはJCBカードの会員資格を喪失した場合 (3)任意登録会員がクラブ会費を所定の期日に支払わず、JCBが相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にクラブ会費を支払わなかった場合 (4)任意登録会員が両社へ届け出ている住所を海外の住所に変更する旨、両社に届け出た場合 (5)クラブ会員が、真実に反する申告その他不正な方法により、本規定に定めるサービスの提供を受け、または受けようとしたことが判明した場合
第４条（クラブ会費） 1.任意登録会員は、クラブ会員としての地位の対価として、JCBに対してJCBが通知または公表するクラブ会費を毎月お支払いいただくものとします。任意登録会員は、本クラブで提供または付帯するサービスの利用の有無にかかわらず、当月のクラブ会費を、翌月のJCBカードの約定支払日に支払うものとします。 2.任意登録会員は、クラブ会費を、JCBカードのご利用代金と併せて、通常のJCBカードのご利用代金と同様に会員規約の規定に基づくJCBカードのお支払い口座から口座振替で支払うものとします。なお、クラブ会費のお支払いはショッピング１回払いでの支払いのみとなります。 3.JCBは、任意登録会員が支払い済みのクラブ会費を、任意登録会員が本規定の要件を満たさないことによって本クラブが提供または付帯するサービスを利用できない等の事情があった場合であっても、お返ししません。なお、JCBの責めに帰すべき事由により任意登録会員が月の途中で登録解除する場合には、当該月のクラブ会費はいただきません。 4.任意登録会員が本条の義務を遅滞している場合またはJCBカードの約定支払額の支払いを遅滞している場合、JCBは、JCBの判断により、当該会員に対する本規定に基づくサービスの提供を停止できるものとします。 5.JCBは、毎年、各年度（４月１日から翌年３月31日までをいいます。）のクラブ会費をJCBが必要と判断した場合に見直しを行います。JCBが翌年４月１日から開始する年度のクラブ会費を変更する場合には、JCBが相当と判断する期間をもって、事前にその変更内容をクラブ会員に通知します。
第５条（会員区分の変更） クラブ会員のJCBカードの会員区分が変更となった場合、クラブ会員の本クラブにおける資格は以下のとおりとなります。 (1)「ザ・クラス」から「ザ・クラス」以外への会員区分変更の場合 当該会員は、本章第３条３項(1)に定めるとおり、会員区分の変更が完了した日をもって、本クラブの会員資格を喪失します。当該会員が任意登録会員として本クラブへの登録を希望する場合は、あらためて、任意登録会員としての登録が必要となります。この場合、任意登録会員としての登録を承認された会員のサービス利用開始日は、本章第３条１項(2)の定めに従うものとし、当該会員がザ・クラス会員としての本クラブの会員資格を喪失してから、任意登録会員としてのサービス利用開始日までの間、本規定に基づくサービスの提供を受けることはできません。 (2)任意登録会員のJCBカードの会員区分が「ザ・クラス」へ変更される場合 当該会員は、「ザ・クラス」への会員区分の変更の完了により、ザ・クラス会員として本規定に定めるサービスの提供を継続して受けることができます。なお、月の途中で任意登録会員からザ・クラス会員に変更があった場合には、当該月のクラブ会費は、前条２項に基づき１ヵ月分の会費を支払うものとし、日割計算はいたしません。 (3)上記以外の会員区分変更の場合 当該会員の本クラブの会員資格は継続します。
第６条（個人情報の取扱い） 1.クラブ会員は、JCBから委託を受けてホームサポートサービスの運営を行う株式会社プレステージ・インターナショナルおよびJCBと締結した動産総合保険契約に基づき、家電修理保証サービスを提供する損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、サービス提供に伴い必要な会員番号などの会員情報、その他本クラブの利用に関する情報などの個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。 なお、各サービスにおける収集・利用を行う個人情報は、第２章および第３章をご確認ください。 2.JCBが本クラブの各サービスに関連して保有する、クラブ会員の個人情報の開示・訂正・削除、その他個人情報の取り扱いについては、会員規約が適用されます。
第７条（サービス内容の変更） JCBは、毎年、各年度（４月１日から翌年３月31日までをいいます。）のサービス内容（別紙１および別紙２の内容を含む。）をJCBが必要と判断した場合には見直しを行うことができるものとします。JCBが翌年４月１日から開始する年度のサービス内容を変更する場合には、JCBが相当と判断する期間をもって、変更内容について事前に通知または公表の上、サービス内容の変更を行います。但し、事前に通知または公表できない、やむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。
第８条（本規定の変更） JCBは、必要に応じて本規定の内容を変更できるものとします。変更後の規定は、JCBのホームページなどにより公表され、またはクラブ会員に書面などによる通知がなされるものとし、公表または通知後にクラブ会員が、本クラブのサービス利用を行った時点、またはクラブ会費もしくは「ザ・クラス」の年会費を支払った時点のいずれか早い時点で、当該変更内容を承諾したものとみなします。なお、本規定のうち、クラブ会費およびサービス内容の変更については、本章第４条５項および前条が適用されるものとし、JCBがこれらの条文に従い変更を行ったときは、JCBはクラブ会員の同意なく、変更内容をクラブ会員に適用することができます。
第９条（合意管轄裁判所） クラブ会員は、本クラブのサービスに関し、訴訟の必要性が生じた場合には、東京地方裁判所または、東京簡易裁

判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
第１０条（準拠法）　クラブ会員とJCBとの間の本規定に基づく契約に関する準拠法はすべて日本法とします。
第１１条（契約期間）　1.本契約の契約期間は、サービス利用開始日を始期としサービス利用開始日後最初に到来する3月31日を終期とします。　2.JCBが前項に定める契約の終期の、6ヵ月前までに本契約の終了を通知または公表しなかった場合には、本契約の契約期間は１年間延長されるものとし、以後も同様とします。　3.前二項にかかわらず、本章第３条２項に基づき任意登録会員が登録解除した場合、または同条３項に基づきクラブ会員が会員資格を喪失した場合は、JCBと当該会員との間の本契約は終了します。　4.本章第４条、同第６条、同第９条および同第10条に関しては、本契約終了後も引き続き効力を有するものとします。
第１２条（その他）　本規定に記載のない事項については、JCB会員規約が適用または準用されます。
第２章（ホームサポートサービス）　本章は、JCBがクラブ会員向けに提供するホームサポートサービスについて定めたものです。
第１条（ホームサポートサービス）　1.ホームサポートサービスとは、ホームサポートメニュー（JCBがクラブ会員に別途送付する本クラブに関するご案内およびJCBのホームページに記載します。）に列挙された各役務に関し、当該役務の提供業者（以下､「提供業者」といいます。）を、クラブ会員に取次ぐサービスをいいます。　2.クラブ会員は、クラブ会員が提供業者から役務の提供を受ける場合に、ホームサポートサービスを利用することができます。　3.ホームサポートサービスの運営は、JCBから委託を受けた株式会社プレステージ･インターナショナル（以下、「プレステージ」といいます。）が行います。
第２条（ホームサポートサービスの利用方法等）　1.クラブ会員は、ホームサポートサービスの提供を希望する場合には、プレステージが運営するJCB HOMEサポートクラブホームサポート受付デスク（以下、「ホームサポート受付デスク」といいます。）に連絡するものとします。プレステージは、クラブ会員の資格確認のため、氏名および会員番号を、同人から確認の上、ホームサポートサービスを提供します。クラブ会員以外の方がホームサポート受付デスクに連絡した場合には、ホームサポートサービスの提供は受けられません。　2.プレステージは、クラブ会員からの依頼に基づき、提供業者への取次ぎを行います。　3.提供業者は、原則として、クラブ会員が依頼を行った後、速やかに、直接、クラブ会員に対して、当該提供業者が提供できるサービス内容および見積金額を通知します。但し、ホームサポートメニューまたは提供業者によっては、提供業者とクラブ会員との間の通知・連絡業務をプレステージが行う場合があります。　4.クラブ会員は、前項の通知内容を確認の上、自らの責任と判断により、当該提供業者との間の契約を締結するか否かの判断を行い、当該提供業者との間で、直接、契約を締結するものとします。前項但書の場合も同様とします。（クラブ会員と提供業者との間で締結する契約を「本件役務提供契約」といいます。）クラブ会員は、当該提供業者からサービスを受けることを希望しない場合には、当該提供業者との間で本件役務提供契約を締結しないことができます。　5.本件役務提供契約に基づき役務提供の義務を負う者は提供業者であり、JCBまたはプレステージが当該義務を負うものではありません。JCBおよびプレステージは、提供業者がクラブ会員に対して提供する個々の業務に関して、その品質・適法性などに関して、提供業者の業務内容を確認・監督するものではありません。　6.JCBおよびプレステージは、提供業者がクラブ会員に対して、本件役務提供契約に基づき提供する業務に関して、一切の責任を負いません。提供業者との間で紛争･トラブルなどが発生した場合には、クラブ会員の責任と負担で、当該紛争などを解決するものとし、JCBおよびプレステージに対して、如何なる申し立てもしないものとします。　7.クラブ会員は、第三者へホームサポートサービスの利用資格を譲渡、貸与もしくは使用許諾し、または第三者との間で当該資格を共用してはならないものとします。
第３条（個人情報の収集および利用）　クラブ会員は、JCBおよびプレステージが、クラブ会員の個人情報につき、必要な保護措置を行った上で以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。（1)プレステージがクラブ会員の会員資格の有無を確認するために､JCBがプレステージに対して、クラブ会員に関する以下の個人情報を預託すること。　①氏名　②会員番号　③住所　④電話番号　⑤生年月日　(2)プレステージがクラブ会員の会員資格の有無を確認するために、ホームサポートサービスの利用者から、クラブ会員に関する以下の個人情報を取得すること。また、プレステージが、会員資格の確認のために、プレステージが取得した以下の個人情報をJCBに提供し、JCBがJCBの登録情報と照合し、その結果をプレステージに提供すること。　①氏名　②会員番号　③住所　④電話番号　⑤生年月日　(3)JCBおよびプレステージが、ホームサポートサービスを提供する目的、および提供業者がクラブ会員に提供した役務に関してトラブルが生じた場合などにJCBおよびプレステージが必要と考える措置をとる目的で、クラブ会員から、以下の個人情報を取得すること。なお、JCBおよびプレステージは、ホームサポートサービスの内容に関する書面もしくは電話によるアンケートを実施する場合があり、その場合、クラブ会員の同意を得た上で、ホームサポートサービスの品質向上を目的として、当該情報を使用します。　①氏名　②住所　③電話番号　④当該クラブ会員が希望するホームサポートサービスの内容　⑤その他ホームサポートサービスの提供のために必要な情報　(4)クラブ会員にホームサポートサービスを提供する目的で、プレステージが提供業者に前号①から⑤の情報を提供すること。
第４条（内容の変更等）　ホームサポートサービスは､第1章第7条および同章第8条の規定にかかわらず､法律などの改正によってホームサポートサービスまたは提供業者が提供する役務の提供が不可能になった場合、経済情勢の変動などのやむをえない事情が生じた場合、またはホームサポートサービスの改善のために有用であるとJCBが判断した場合などには、JCBの判断で、適宜、ホームサポートメニューの追加、変更、削除を含むホームサポートサービスの内容を変更し､または提供を中止できるものとします。また､次の各号のいずれかに該当した場合は､ホームサポートサービスを中断できるものとします。　(1)震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労働争議など　(2)システム障害・停電など　(3)ホームサポートサービスに関わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検など　(4)その他予測できない事態が発生した場合
第５条（クラブ会員の義務）　クラブ会員は、次の各号に定める義務を負うものとします。　(1)本章の規定に定める利用方法に則ってホームサポートサービスの利用を受けること　(2)ホームサポートサービスの内容およびホームサポートサービスの利用のための専用電話番号を利用資格のない第三者に知らしめ、ホームサポートサービスを利用させないこと　(3)ホームサポートサービスを営業行為、政治・選挙・宗教活動など、他の目的に使用しないこと　(4)ホームサポートサービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと　(5)公序良俗に反する行為を行わないこと
第６条（ホームサポートサービスの終了）　1.本契約が終了した場合、JCBはホームサポートサービスの提供を終了します。　2.前項にかかわらず、本契約が終了するまでに、クラブ会員が本章第２条に基づきホームサポートサービスの依頼を行った場合は、当該依頼に関してのみ、引き続き、本章の規定に基づきホームサポートサービスを提供します。
第３章（家電修理保証サービス）　本章は、JCBが、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下、「損保ジャパン日本興亜」といいます。）と締結した動産総合保険契約に基づく、クラブ会員向けの家電修理保証サービスについて定めたものです。
第１条（用語の定義）　本章において、次に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。　(1)家電修理保証サービス　本契約の契約期間中に、対象製品に自然故障または物損（以下、自然故障と物損をあわせて「損害」といいます。）が生じた場合において、クラブ会員が本規定の定めに従い、損保ジャパン日本興亜の指定する修理業者（以下、「指定修理業者」といいます。）に本章第４条に定める家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスクを介して修理を依頼した場合に、本条(5)に定める修理保証金額を限度額として、損保ジャパン日本興亜がクラブ会員に代わって、指定修理業者への修理費用（当該製品の返送費用などの諸経費、消費税を含めて以下、「修理費用」といいます。）の支払いを行うサービスのことをいいます。　(2)対象製品　家電修理保証サービスの対象となる家電製品をいい､本章第2条に定める製品をいいます。　(3)自然故障　対象製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、対象製品に生じた電気的・機械的故障でかつ、対象製品のメーカーの保証規定にて保証対象となる故障をいいます。　(4)物損　対象製品に破損、破裂、落下などの偶然の事故に起因して発生した故障をいいます。　(5)修理保証金額　本章第５条の定めに基づき計算された、１対象製品、修理１回あたりの家電修理保証サービス提供における上限金額（但し、本章第６条に定める累積合計金額の範囲内の金額）をいいます。　(6)購入日　メーカー保証書に記載された対象製品の購入日付をいいます。　(7)修理保証対象者　クラブ会員およびクラブ会員のJCBカードの家族会員（クラブ会員が複数枚のJCBカードの貸与を受けている場合は、それらのJCBカードのうち、「ザ・クラス」、または本クラブのクラブ会費をお支払いいただくJCBカードの家族会員に限ります。）をいいます。　(8)登録カード　クラブ会員が貸与を受けたJCBカードのうち会員区分が「ザ・クラス」または本クラブのクラブ会費をお支払いいただくJCBカード、ならびにそれらのJCBカードの家族カードをいいます。
第２条（家電修理保証サービスの対象製品）　家電修理保証サービスの対象製品は、以下のすべての条件を充たす製品とします。　(1)修理保

証対象者が購入し、かつ、修理保証対象者の居住の用に供される建物（＊1）内において、修理保証対象者が使用する別紙1に定める製品本体で、別紙2に記載のメーカーが製造した製品であること　(2)修理保証対象者が日本国内において新品として購入したことを損保ジャパン日本興亜が確認できるもの（＊2）であること　(3)家電修理保証サービス依頼時に、本章第4条3項に記載の書類などを提出可能な製品であること　(4)クラブ会員が家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスク（本章第4条1項に定義します。）に連絡をした時点において、購入日から5年を超える期間（購入日を起算日として初日算入します。以下同じ。）が経過していないこと。但し、修理保証対象者が対象製品を購入した際の決済を登録カードで行ったものについては、自然故障に限り、購入日から6年を超える期間（購入日を起算日として初日参入します。以下同じ。）が経過していないこと　（＊1）修理保証対象者の居住の用に供される建物　共同住宅などの場合は、修理保証対象者の居住の用に供される戸室とします。　（＊2）新品として購入したことを損保ジャパン日本興亜が確認できるもの　メーカーの保証書記載の購入店および購入日付と、購入の事実を証明する書類の発行店舗および発行日付が同一と判断できるものについて新品とみなします。

第3条（家電修理保証サービス提供期間と修理期間）　1.家電修理保証サービス提供期間　本契約の契約期間（第1章第11条に定める期間をいいます。）を家電修理保証サービス提供期間とします。　2.修理期間　修理期間は、対象製品が指定修理業者に到着してから、最低約2週間を要するものとし、クラブ会員が修理期間を指定することはできないものとします。

第4条（家電修理保証サービスの依頼・提供）　1.クラブ会員は、対象製品に損害が発生した場合には、速やかにJCB HOMEサポートクラブ家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスク（以下,「家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスク」といいます。）へ連絡するものとします。クラブ会員が、家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスクを介さずに、修理業者へ直接修理を依頼した場合は、家電修理保証サービスの提供は受けられません。　2.損保ジャパン日本興亜は、クラブ会員の資格確認のため、氏名および会員番号を、同人から確認の上、家電修理保証サービスを提供します。クラブ会員以外の方が家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスクに連絡した場合には、家電修理保証サービスの提供は受けられません。　3.クラブ会員が家電修理保証サービスを依頼するときは、次の(1)から(4)までに掲げる書類（原本に限ります。以下同じ。）を損保ジャパン日本興亜へ提出するものとします。なお、購入日からの経過期間が5年超6年以下の対象製品（ただし、自然故障に限ります。）については、次の(1)から(5)までに掲げる書類を損保ジャパン日本興亜へ提出するものとします。　(1)家電修理保証サービス依頼時に損保ジャパン日本興亜より送付される保険金請求書兼修理依頼書（損保ジャパン日本興亜の指示に基づき修理保証対象者が知る事実を当該書類に記載して説明する義務（以下、「説明義務」といいます。）があります。）(2)メーカーの保証書（購入店・購入日・購入金額が確認できるもの）(3)購入の事実を証明する書類（領収証、カード利用控え、レシート、カードご利用代金明細書など）(4)その他必要に応じて、損保ジャパン日本興亜が指定する関係書類　(5)修理保証対象者が対象製品を購入した際の決済を登録カードで行ったことを証明するカード利用控え、またはカードご利用代金明細書　4.クラブ会員が前項の書類を提出しなかったとき、または説明義務に反して、知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、クラブ会員は、家電修理保証サービスの提供を受けられず、またそれまでにJCBもしくは損保ジャパン日本興亜が要した費用（損害原因の調査費用、修理費用など）をクラブ会員が負担するものとします。また、クラブ会員が提出した書類が偽造のものであること、クラブ会員が本章第2条の要件を充たさない事実を知りつつ家電修理保証サービスの提供を受けたこと、またはクラブ会員が説明義務に反したことが判明した場合には、クラブ会員は既に支払いを受けた修理費用を返還し、かつJCBに対して損害を賠償しなければなりません。　5.クラブ会員は、損保ジャパン日本興亜からの案内に基づき、対象製品を発送することにより、修理の依頼を行うものとします。ただし、発送が困難と損保ジャパン日本興亜が判断した対象製品については、出張修理を行うものとします。なお、家電修理保証サービス依頼時に、発送または出張のいずれかをクラブ会員が選択することはできません。対象製品の発送にかかる費用および出張にかかる費用は、本章第10条に基づき、クラブ会員が負担するものとします。

第5条（家電修理保証サービス1回あたりの修理保証金額）　1.対象製品ごとに、次の(1)または(2)に規定する修理保証金額を上限金額とし、家電修理保証サービスを提供するものとします。ただし、いかなる場合も、1対象製品、修理1回あたりの家電修理保証サービス提供につき10万円を超えないものとします。　(1)自然故障により家電修理保証サービスが提供される場合

購入日からの経過期間（＊3）：修理保証金額（消費税込）
- 6ヵ月まで：0円
- 6ヵ月超から1年まで：0円
- 1年超から2年まで：購入金額
- 2年超から3年まで：購入金額
- 3年超から4年まで：購入金額
- 4年超から5年まで：購入金額
- 5年超から6年まで（＊4）：購入金額

(2)物損により家電修理保証サービスが提供される場合

購入日からの経過期間（＊3）：修理保証金額（消費税込）
- 6ヵ月まで：購入金額の100％
- 6ヵ月超から1年まで：購入金額の90％
- 1年超から2年まで：購入金額の80％
- 2年超から3年まで：購入金額の70％
- 3年超から4年まで：購入金額の60％
- 4年超から5年まで：購入金額の50％

（＊3）購入日からの経過期間
購入日を起算日とし、初日算入して期間を計算します。
（＊4）5年超から6年まで
本章第4条3項の要件を充たす場合のみ適用となります。

2.対象製品の購入金額が不明な場合は、損保ジャパン日本興亜が当該製品の価格を市場調査の上、購入金額を認定することをクラブ会員はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（1年間の修理費用の累積合計金額）　家電修理保証サービスで提供する1年間（＊5）の修理費用の累積合計金額は、いかなる場合も年間50万円（＊6）を超えないものとします。　（＊5）1年間　本章第4条に基づき家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスクで当該家電修理保証サービスの依頼を受け付けた日を起算日として、当該起算日を含め過去1年間（なお、1年前の同日は含みません。）とします。　（＊6）50万円　家電修理保証サービス依頼に要する修理費用を含む家電修理保証サービスの累積金額の合計で、クラブ会員1名につき複数の修理保証対象者がいる場合は、これらの修理保証対象者を合算した額となります。

第7条（家電修理保証サービスを受けられない場合）　1.対象製品に本契約の契約期間中に損害が生じた場合であっても、当該対象製品のメーカー保証（対象製品の製造業者による製品保証をいいます。以下同じ。）の保証期間中である場合は、メーカー保証が優先され、家電修理保証サービスは受けられません。また、対象製品に家電修理保証サービス以外に対象となる他の保証がある場合には、他の保証が優先され、家電修理保証サービスは適用されません。　2.別紙1に定める対象製品のうち、(14)(15)については、自然故障のみ家電修理保証サービスを提供するものとします。　3.本章第2条および同第3条の規定にかかわらず、損害のうち、別紙1「家電修理保証サービスの提供を受けられない主な場合」に記載の損害に該当する場合は、家電修理保証サービスの提供は受けられません。

第8条（指定修理業者による修理）　1.メーカーの倒産・事業撤退・部品供給終了などで対象製品の純正部品での修理が不可能な場合には、純正部品以外での修理を行います。　2.対象製品の修理・交換を行った際には、対象製品に予め取り付けられていた部品の返却は行いません。

第9条（修理費用が修理保証金額を超過する場合または修理不可能な場合）　1.損保ジャパン日本興亜は、対象製品が以下の事象に該当すると判断した場合、家電修理保証損保ジャパン日本興亜受付デスクからクラブ会員へ連絡を行い、対応方法について確認を行います。　(1)修理費

用が修理保証金額を超過する場合（当該修理費用を含めた１年間の修理費用の累積合計金額が本章第６条に定める金額を超過する場合を含みます。）（2）指定修理業者が対象製品の修理が不可能と判断した場合　2.前項（1）に該当する場合（但し、前項（2）に該当する場合を除きます。また、家電修理保証サービスの依頼の前に既に１年間の修理費用の累積合計金額が本章第６条に定める金額に充ちている場合を除きます。）、クラブ会員が対象製品の修理を希望する場合には、クラブ会員が修理保証金額の超過金額（以下、「超過金額」といいます。）を支払うことに同意することを条件として、家電修理保証サービスを提供します。クラブ会員は、超過金額を、対象製品の返送時に運送業者に代金引換の方法により支払うものとします。なお、出張による修理の場合は、クラブ会員は、修理終了時に超過金額を指定修理業者に直接支払うものとします。
3.第１項（1）に該当する場合でクラブ会員が対象製品の修理を希望しない場合または第１項（2）に該当する場合のいずれかにおいて、クラブ会員が対象製品の代替製品（以下、「代替製品」といいます。）を購入した場合、次項の要件の全てを充たすことを条件として、以下の金額を支払うことにより、JCBはクラブ会員に家電修理保証サービスを提供したこととします。なお、この場合、対象製品の返却は行いません。また、クラブ会員が次項の要件を充たさない場合、当該対象製品の修理において、クラブ会員は家電修理保証サービスとして如何なるサービスの提供も受けることができません。（お支払い金額）次の（1）から（3）の金額のうち、最も低い金額（1）対象製品の購入金額（2）代替製品の購入金額（3）修理保証金額　4.クラブ会員に前項の金員が支払われるための要件は以下のとおりとします。（1）代替製品が対象製品と同等製品（同一の用途、型、機能）であること（2）代替製品の購入日が、本条１項に基づき損保ジャパン日本興亜がクラブ会員に連絡した日から、3ヵ月後の応当日までの間であること（但し、損保ジャパン日本興亜が特に認める場合はこの限りではありません。）（3）クラブ会員が本章第４条3項に列挙される書類を全て提出していること（なお、対象製品の購入金額が証明できる書類を提出する必要があります。）（4）クラブ会員が（1）および（2）の事実を証する代替製品に関する本章第４条３項（2）、（3）、（4）に列挙される書類を提出していること
第１０条（クラブ会員の負担となる主な費用）　以下の（1）から（6）までの費用は、クラブ会員の負担となります。（1）家電修理保証サービス依頼時の発送もしくは運送にかかる費用、または出張にかかる費用（＊7）（修理保証対象者が、運送会社、または指定修理業者に直接支払うものとします。）（2）修理保証対象者の過失により、家電修理保証サービスの提供を受けられないと判明した場合における、その時点までにJCBまたは損保ジャパン日本興亜にかかった費用（損害原因の調査費、交通費、製品の返送費用など）（3）修理保証対象者の事由都合により、家電修理保証サービスをキャンセルした場合における、その時点までにかかった費用（損害原因の調査費、交通費、製品の返送費用など）（4）対象製品の着脱・設置工事にかかる費用、対象製品の処分にかかる費用（リサイクル費用含む）および、本章第９条３項に規定した代替製品にかかる送料・設置工事費用（5）家電修理保証サービスを依頼する際の連絡にかかる費用、その他通信費用（6）代用品にかかるレンタル費用（＊7）出張にかかる費用　5,000円（税込）（離島の場合は、10,000円（税込））
第１１条（保険の提供）　家電修理保証サービスは、本クラブの付帯サービスとして、クラブ会員を被保険者とした動産総合保険契約（以下、「保険契約」といいます。）をJCBが契約者となり、損保ジャパン日本興亜と締結することで提供されます。なお、保険契約の引受け保険会社である損保ジャパン日本興亜は、対象製品の損害発生時における修理の受付、修理業者の手配、修理業者への修理代金の支払いなどを含む査定業務を提供します。また、JCBは保険契約にかかる保険料を負担します。
第１２条（家電修理保証サービス提供の際の調査）　1.クラブ会員が本章第４条に定める家電修理保証サービス依頼手続きを行った場合は、損保ジャパン日本興亜およびJCBは、修理保証対象者への聴き取り、ならびに対象製品の使用場所への立入調査などの方法により、クラブ会員が家電修理保証サービスの提供を受けるための要件を充たしているか否かについて、調査することができるものとします。　2.修理保証対象者は、前項の調査に協力するものとします。　3.修理保証対象者が第１項の調査の協力を拒んだ場合は、家電修理保証サービスの提供を受けることができません。　4.損害の認定などについて、クラブ会員と損保ジャパン日本興亜の間で見解の相違が生じた場合は、中立的な第三者の意見を求めることがあります。
第１３条（個人情報の取得および利用）　修理保証対象者は、JCBおよび損保ジャパン日本興亜が、修理保証対象者の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり提供することに同意するものとします。（1）JCBおよび損保ジャパン日本興亜が、家電修理保証サービスの提供（当該サービス提供の可否判断を含みます。）のために、以下の個人情報を収集し、共同利用すること。なお、共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は損保ジャパン日本興亜（但し、①についてのみJCB）とする。　①JCBが会員規約に基づき保有する氏名、会員番号、住所、電話番号（クラブ会員の資格確認のための共同利用に限られます。）②クラブ会員が本章第４条３項および第９条４項（4）に基づき提出した書類の記載事項　③前条の調査に基づき取得した情報　④指定修理業者から取得する、損害の状況・原因および修理の内容・金額などに関する情報　⑤その他家電修理保証サービスの提供のために、修理保証対象者から取得した情報（2）損保ジャパン日本興亜が、家電修理保証サービスの提供のため、前号①、②、③および⑤（ただし、本号の目的として必要とする範囲に限られ、会員番号は提供しません。）の情報を指定修理業者に提供すること。
第１４条（家電修理保証サービスの終了）　1.本契約が終了した場合、JCBは家電修理保証サービスの提供を終了します。この場合、本契約の契約期間中に、家電修理保証サービスの対象製品として、サービスの提供を受けることができた製品に関しても、以後、家電修理保証サービスの提供を受けることはできません。　2.前項にかかわらず、本契約が終了するまでに、クラブ会員が本章第４条に基づき家電修理保証サービスの依頼を行った対象製品に関しては、引き続き、本規定に基づき家電修理保証サービスを提供します。

2014年９月１日現在

JCB HOMEサポートクラブ規定にかかる特則
第１条（本特則の適用）　1.本特則は、JCB HOMEサポートクラブ規定（以下、「本規定」といいます。）に定める本クラブのサービス内容に関し、当社が発行するJCBデビットカードの本会員がクラブ会員となる場合に適用されます。　2.本サービスの利用を希望するJCBデビットカードの本会員は、本規定および本特則を承認のうえ申し込むものとします。　3.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。
第２条（本規定の変更）　1.本規定第１章第１条第１項を以下のとおりに変更します。「1.本規定は、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といいます。）が運営するJCB HOMEサポートクラブ（以下、「本クラブ」といいます。）のサービス内容について定めたものです。本クラブは、JCBおよびJCBと提携するカード発行会社（以下、「両社」といいます。）所定のJCBデビット会員規約（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ申し込み、両社が入会を承認したJCBデビットカードの本会員（以下、その会員を「JCBカード会員」といい、両社がJCBカード会員に対して発行し、貸与するJCBデビットカードを「JCBカード」といいます。）のうち、本規定に基づきクラブ会員の資格を有する者に対して、適用されます。」2.本規定第１章第４条第１項、第２項および第４項を以下のとおりに変更します。「1.任意登録会員は、クラブ会員としての地位の対価として、JCBに対してJCBが通知または公表するクラブ会費を毎月お支払いいただくものとします。任意登録会員は、本クラブで提供または付帯するサービスの利用の有無にかかわらず、当月のクラブ会費を、翌月10日（同日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。」「2.前項のクラブ会費は、会員規約に基づき、デビットショッピング利用をした場合と同様の方法により決済されます。」「4.任意登録会員が本条の義務を遅滞している場合、またはJCBカードの支払いを遅滞している場合、JCBは、JCBの判断により、当該会員に対する本規定に基づくサービスの提供を停止できるものとします。」

（JHS555・20140901）

別紙1

	対象製品	対象外となる製品	主な付属品・部品
(1)	・液晶テレビ ・プラズマテレビ (19 型以下の液晶テレビ、プラズマテレビは対象外)	1. 職業上の目的で、所有・使用する製品 2. 第三者から譲渡または、贈呈された製品 3. 海外で購入した製品 4. 並行輸入製品 5. 左記対象製品に付随する外装部品・装飾部品・付属部品・別売り品・消耗品・各フィルター類	・3D グラス ・アンテナ線 ・アンテナプラグ ・B-CAS カード ・リモコン
(2)	ブルーレイ・DVD・HDD レコーダー ブルーレイ・DVD・HDD プレーヤー (テレビ一体型を含む)		・アンテナ線 ・アンテナプラグ ・AV ケーブル ・B-CAS カード
(3)	ルームエアコン (ビルトインは対象外)		・ドレンホース ・冷媒
(4)	掃除機		ー
(5)	冷蔵庫 冷凍庫		・保鮮・抗菌カセット ・アイスマット ・アイスコップ
(6)	電子レンジ オーブンレンジ		・皿 ・SD カード
(7)	全自動洗濯機 全自動洗濯乾燥機		・フィルター類 (乾燥フィルタ、バックフィルタ、異物ストッパ、風呂水フィルタ等) ・調整脚 ・脚ゴム ・調整ゴムシート ・付属工具 ・ホースハンガー
(8)	プリンター		・トレー類 ・廃液吸収体 ・インクカートリッジ ・スキャナ単体
(9)	コンポ ドックコンポ (アンプ、独立したスピーカーなどは対象外)		・レコードプレーヤーの針 ・スピーカーメタル脚 ・付属品一式 ・オプティカルケーブル ・簡易型アンテナ ・ループアンテナ
(10)	除湿機 加湿器		ー
(11)	空気清浄機		ー
(12)	炊飯器		・内ぶた ・外ぶた ・外ぶたパッキン ・蒸気口キャップ ・しゃもじ ・しゃもじ受け ・なべ
(13)	食器洗い機 食器乾燥機		・水切り棚 ・はし立て ・棚レール ・水受けカップ ・ゴム栓 ・ふた保持具 ・排水ホース
(14)	デジタルカメラ デジタル一眼レフカメラ ミラーレス一眼レフカメラ ストロボ 別体型レンズ コンパクトカメラのレンズ着脱モデルのレンズ単体およびストロボ等		バッテリー、充電器、メディアなど
(15)	デジタルムービー ビデオムービー		・コネクタージャック

家電修理保証サービスの提供を受けられない主な場合　1.修理保証対象者の故意または重大な過失　2.修理保証対象者と同一世帯の親族の故意に起因する損害　3.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動　4.地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・雪害ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧　5.核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故　6.3から5までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故　7.5以外の放射線照射または放射能汚染　8.紛失・盗難または、これらの未遂　9.水没　10.火災　11.修理保証対象者の破産またはこれに準ずる事態に随伴し行われた差押え、没収または修理保証対象者の債権者による自力救済行為、国または公共団体の公権力の行使　12.会員規約違反および会員規約に違反した会員が所有する対象製品に生じた損害　13.記憶装置を持つ製品のデータ、内蔵ソフト、データの復元および手配等　14.取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池液漏れ等）等、取扱いが不適当な事由に起因する故障および損害　15.設置、工事が主原因として考えられる本製品の故障および損害（施工不良等）　16.想定された用法や使用の限度を超える過酷な使用（耐久超えを含む）に起因する故障および損害　17.通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する故障および損害　18.直接・間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の損害　・腐食、電池の液漏れ等によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の侵入に起因する損害　・純正部品以外の部品を使用した修理および改造　・対象製品の消耗・摩滅・変質・変形・変色。その他類似の事由（電池蓋の爪折れ、ヒンジ不良、キートップ外れ、レール破損等）　・一定期間（あるいは一定回数）使用した際に、メーカー側がメンテナンスや交換を必要とする箇所に関する作業。（例）プリンターにおける廃インクタンクや吸収材の交換　19.経年劣化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む）で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、傷、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ、虫食い、ねずみ食い、変質、変色、その他類似の事由等）　20.対象製品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる対象製品の修理　21.メーカーの責に起因する損害ならびに本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等　22.対象製品に関して家電修理保証サービスを依頼された際、点検、診断を行って故障内容が再現しない場合または家電修理保証サービスの対象外に起因する故障であること

が判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等　23.電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない場合での家電修理保証サービスの依頼に掛る一切の費用、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）　24.対象製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの家電修理保証サービスの依頼　25.損害状況の蓋然性等に明らかな疑義がある場合、対象製品と異なる対象製品（シリアル番号等が異なる場合）の修理を依頼された場合　26.模倣品の損害、および模倣品の電池を使用したことによる損害　27.家電修理保証サービスを利用した際の運送中の損害　28.対象製品の損害に起因して生じた損害　29.保証対象外となる作業について（例）　・ソフトウェアの追加、削除　・ハードウェアの増設、取り外し、周辺機器への接続　・バックアップ用内蔵電池の交換　・HDD・DVD等のプログラムの修復、作成データ等ソフトウェアの修復、ファームウェアの修復（プログラムの書き換え作業）　・プリンターのホコリ、インク付着、目詰まり、異物混入による清掃・ヘッドクリーニング、機構のクリーニング　・テレビのチャンネルプリセット、機器接続、オーバーホール　・ビデオ・HDD・DVD等のチャンネルプリセット、機器接続、異物除去、オーバーホール、ヘッド（ピックアッププレンズ）クリーニング　・ビデオカメラのテストテープによる点検、ヘッドクリーニング　・洗濯機・衣類乾燥機・食器洗い機などのフィルター詰まり、給水弁詰まり、排水コック詰まり　・空気清浄機のフィルター詰まり　・システムコンポの針・針圧調　・対象製品の故障が原因によるソフト、テープ等の修復、復元　など

（JHS001・20130325）

別紙2 対象メーカー 一覧（2013年3月25日現在）

英語表記	日本語表記
ア行	
AKG	アーカーゲー
R.W.C	アール・ダブリュー・シー
I.O DATA	アイ・オー・データ
AIPHONE	アイホン
IRIS OHYAMA	アイリスオーヤマ
iriver	アイリバー
iRobot	アイロボット
AQUA	アクア
ASUS	アスース
ANABAS	アナバス
AVOX	アボックス / セントレード M.E
ALINCO	アルインコ
ALPINE	アルパイン
eMachines	イーマシーンズ
iiyama	イイヤマ
A.I.D	エーアイディー
Acer	エイサー
HP	エイチピー / ヒューレットパッカード
SME	エスエムイー
ESOTERIC	エソテリック
NEC	エヌイーシー
EPSON	エプソン
MSI	エムエスアイ
LG Electronics	エルジーエレクトロニクス
Electrolux	エレクトロラックス
ELECOM	エレコム
audio-Technica	オーディオテクニカ
AURA	オーラ
OMRON	オムロン
OLYMPUS	オリンパス
ONKYO	オンキョー
カ行	
CASIO	カシオ
Canon	キヤノン
KYOCERA	京セラ
KING JIM	キングジム
QUAD	クォード
Clarion	クラリオン
GREEN HOUSE	グリーンハウス
CREATIVE	クリエイティブ
Gateway	ゲートウェイ
karcher	ケルヒャー
KENWOOD	ケンウッド
Kenko	ケンコー
KOIZUMI	コイズミ / コイズミ照明
KOHJINSHA	工人舎
COSINA / Carl Zeiss / Voigtländer	コシナ / カールツァイス / フォクトレンダー
Kodak	コダック
KONICA MINOLTA	コニカ ミノルタ
COMTEC	コムテック
corega	コレガ
CORONA	コロナ
サ行	
SUMSUNG	サムスン
SANYO	三洋電機
SANWA SUPPLY	サンワサプライ

英語表記	日本語表記
JBL	ジェービーエル
SIGMA	シグマ
SHARP	シャープ
JAGUAR	ジャガー
JANOME	ジャノメ
SHURE	シュアー
JUKI	ジューキ
SINGER	シンガー
THRIVE	スライヴ
SII	セイコーインスツル
SEKONIC	セコニック
GE	ゼネラル・エレクトリック
sennheiser	ゼンハイザー
SOTEC	ソーテック
ZOJIRUSHI	象印
ZOX	ゾックス
SONY	ソニー
タ行	
TIGER	タイガー
DAIKIN	ダイキン
dyson	ダイソン
DAINICHI	ダイニチ
TASCAM	タスカム
TAXAN	タクサン
TANITA	タニタ
TAMRON	タムロン
TANNOY	タンノイ
TWINBIRD	ツインバード
TEAC	ティアック
DX ANTENNA	ディーエックスアンテナ
TDK	ティーディーケー
T-fal	ティファール
TESCOM	テスコム
DENON	デノン
deviceSTYLE	デバイスタイル
DeLonghi	デロンギ
DENSO	デンソー
TOTO	トートー
THORENS	トーレンス
TOSHIBA	東芝 / 東芝ホームアプライアンス
TORAY	東レ
TOKINA	トキナー
TOYOTOMI	トヨトミ
Trywin	トライウイン
ナ行	
NANAO/EIZO	ナナオ / エイゾー
Nikon	ニコン
Nestle	ネスレ
ハ行	
Purpose	パーパス
harman/kardon	ハーマン・カードン（オーディオ系）
Haier	ハイアール
Pioneer	パイオニア
BUFFALO	バッファロー
Panasonic	パナソニック
Paloma	パロマ
PFU(Fujitsu)	ピーエフユー
PIXELA	ピクセラ
Victor	ビクター

英語表記	日本語表記
HITACHI	日立 / 日立ホームアプライアンス
HYUNDAI	ヒュンダイ
FAMILY	ファミリー
PHILIPS	フィリップス
Fellowes	フェローズ
FOSTEX	フォステクス
FUJIIRYOKI	フジ医療器
Fuji Xerox	富士ゼロックス
Fujitsu	富士通 / 富士通ゼネラル / 富士通テン
FUJIFILM	富士フイルム
BRAUN	ブラウン
brother	ブラザー
PLANEX	プラネックス
Princeton	プリンストン
BLUEDOT	ブルードット
BenQ	ベンキュー
PENTAX	ペンタックス
BOSE	ボーズ
Polaroid	ポラロイド
マ行	
Mark Levinson	マークレビンソン
Maxell	マクセル
MASPRO	マスプロ
Max	マックス
Mamiya	マミヤ
Marantz	マランツ
MITSUBISHI	三菱電機
ヤ行	
YA-MAN	ヤーマン
YAMAHA	ヤマハ
YUPITERU	ユピテル
ラ行	
LEICA	ライカ
LaCie(ELECOM)	ラシー
LUXMAN	ラックスマン
RICOH	リコー
Rinnai	リンナイ
LEXMARK	レックスマーク
lenovo	レノボ
Logicool	ロジクール
Logitec	ロジテック
ワ行	
WACOM	ワコム
Wadia	ワディア

（JHS002・20130325）